

## 独立行政法人会計基準の改訂について

### I 見直しの背景

会社法の施行により貸借対照表の表示について、「資本の部」を「純資産の部」に改める等の改正が行われた。このため、独立行政法人会計基準に関連する項目を検討するとともに、実務上の観点から要請された項目、関連公益法人等の情報開示の充実等についても合わせて検討する。

なお、前回と同様、会計基準の見直しに伴う「Q & A」の改訂等については、総務省、財務省及び会計士協会の三者で検討する。

### II スケジュール等

8月28日	第一回 共同WT
9月26日	第二回 共同WT
10月10日～	
11月12日	パブリックコメント
11月19日	独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会
11月19日	会計基準改訂
1月下旬	Q&A 改訂

### Ⅲ 会社法の施行等に伴う主な検討項目

(会社法施行に伴うもの)

1. 貸借対照表の表示の変更(「資本の部」⇒「純資産の部」)
2. 債券発行差金の廃止
3. たな卸資産(販売用不動産)への低価法の適用
4. 注記事項の見直し

(実務上の観点から要請された項目)

5. リース資産の会計処理
6. 引当外賞与見積額の行政サービス実施コスト計算書への追加
7. 減損における損益外処理の適用要件の明確化
8. 減損における固定資産の表示の変更

(情報開示の充実)

9. セグメント情報開示の充実
10. 運営費交付金の収益化基準の情報開示の充実等
11. 関連公益法人等の範囲及び開示内容の充実